

## 2018 AIPLA - JTA オープンセミナー

2018年4月18日(水)16:00-17:30

会場:西村あさひ法律事務所

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー

(<https://www.iurists.co.jp/ja/offices/tokyo.html>)

商標協会国際活動委員会は、毎年 AIPLA との Spring Meeting を行っておりますが、今年も昨年に引き続き、通常の Spring Meeting に加え、AIPLA の協力のもと、商標協会会員向けのオープンセミナーを企画致しました。

### ■ テーマ

The new post registration examination procedures - USPTO Audit Program

- (1) Introduction on the new program;
- (2) Examples of acceptable/unacceptable evidence of use;
- (3) Tips on how Japanese companies should be prepared for the new program.

2017年3月より試験的に運用されていた使用証拠の提出に関する新たなルール(追加の使用証拠の提出要請)が、正式に導入されることになりました。

商標登録後(登録後5~6年次/更新時)の使用宣誓書の提出を行う全案件のうち、今後は10%の案件が無作為に抽出され、追加の使用証拠の提出要請の対象となります。

新たなルールの導入にどのように備えるべきか、AIPLA(American Intellectual Property Law Association)所属の米国弁護士が解説します。

(セミナーは英語で行われます。(通訳無し))

### ■ 講師

AIPLA 所属の米国弁護士

### ■ 申し込み

当協会の会員であれば、どなたでも参加することができます。

日本商標協会のホームページの「参加フォーム」からお申し込みください。

定員:20名